

日本経済調査協議会・金融委員会

# 金融制度のゆくえと金融機関経営の課題

2023年7月14日

学習院大学 神田秀樹

## 概要

金融制度に係る近年の法整備と今後のゆくえを展望し、法的な観点から金融機関経営（とくに銀行経営）の今後の課題を指摘します。

- 1 第1回から第3回までのポイント
- 2 21世紀における環境の変化
- 3 近年の金融制度の変化の概観
- 4 金融制度のゆくえ
- 5 金融機関（とくに銀行）の規制
- 6 今後の金融機関経営（とくに銀行経営）の課題

## 第1回目から第3回目までの委員会会合での指摘（抄）

- ・全般的な環境
  - ・人口減少／DX急進／人材不足／年功序列の残存／金融機関の企業文化の残存
- ・日本の経済と産業
  - ・CO2削減困難／生産性低い／産業の転換進まず／好循環を生み出せない
  - ・グローバルな競争環境
- ・金融セクター
  - ・リスクマネーの供給不足
  - ・資産運用業が育たない
- ・金融機関（とくに銀行）の役割
  - ・預貸の過大と制約（預金保有）
  - ・公的金融による民業圧迫
- ・地域の課題
  - ・経営改善と事業再生／ビジネスの創出

## 環境－3つの進展と21世紀の3大リスク

高齢化  
人口減少

富の偏在

デジタル化

気候変動・自然災害  
のリスク

疫病のリスク

サイバーテロ等  
のリスク

# コーポレートガバナンス・コードの2021年改訂

前回改訂後の  
積み残し事項

東証市場区分見直し  
との関係

新規事項  
意見書(5)  
2020/12/18

取締役会の機能発揮  
中核人材のダイバーシティの確保  
サステナビリティへの取組み  
その他  
グループガバナンス  
監査・内部統制・リスク管理  
株主総会関係  
その他

フォローアップ会議  
「改訂について」  
2021/4/6

コーポレートガバナンス  
・コード改訂

投資家と企業の  
対話ガイドライン改訂

# 日本の上場企業のコーポレートガバナンス改革のポイント

1. コーポレートガバナンスは、それ自体が目的ではない。目的達成のための手段である。目的は企業が成長すること。したがって、今日の日本における上場企業のコーポレートガバナンス改革は、守りのガバナンスよりも攻めのガバナンスに重点があり、政府の成長戦略のひとつとして位置づけられている。

2. 日本のコーポレートガバナンス改革は、「形式から実質へ」、すなわちまず形式から入って実質はあとから備えるということで進行中。まず証券取引所がコーポレートガバナンス・コードを策定し、各企業がそれに対応してコーポレートガバナンスの改革を実践中。

3. 日本のコーポレートガバナンス改革の焦点は「ボード」と「対話」にあてられている。「ボード」とは取締役会（および監査役会）、「対話」とは企業と投資家との建設的な対話である。

4. 日本のコーポレートガバナンス改革における制度の手法は、原則主義（プリンシプル・ベース）とコンプライ・オア・エクスプレインという規範を使うアプローチ。

(注) 上場企業への行為規範策定は、金融商品取引法ではなく、取引所のルールによる。

## 2022年の東証の実態調査を通じての日本企業の課題

(ボードのあり方)

- 望ましい姿は、各企業によって異なる
- ボードのあり方を考える、ボードのあり方を議論し実践していくことが重要
- 株式市場への意識が不足、機関投資家との対話への意識が不足
- 人材の不足というよりも、経験の不足が課題。経験を積むという姿勢が重要
- ボードの役割は、会社法上「監督」だけでなく「経営の基本方針の決定」も

(マネジメントの課題)

- 日本の企業は成長しない
- ビジネスモデルの見直しと事業ポートフォリオの見直しが進まない

# 金融規制の変化

20世紀

事前規制から事後規制へ

21世紀

直接規制から間接規制へ

リスク管理

ガバナンス

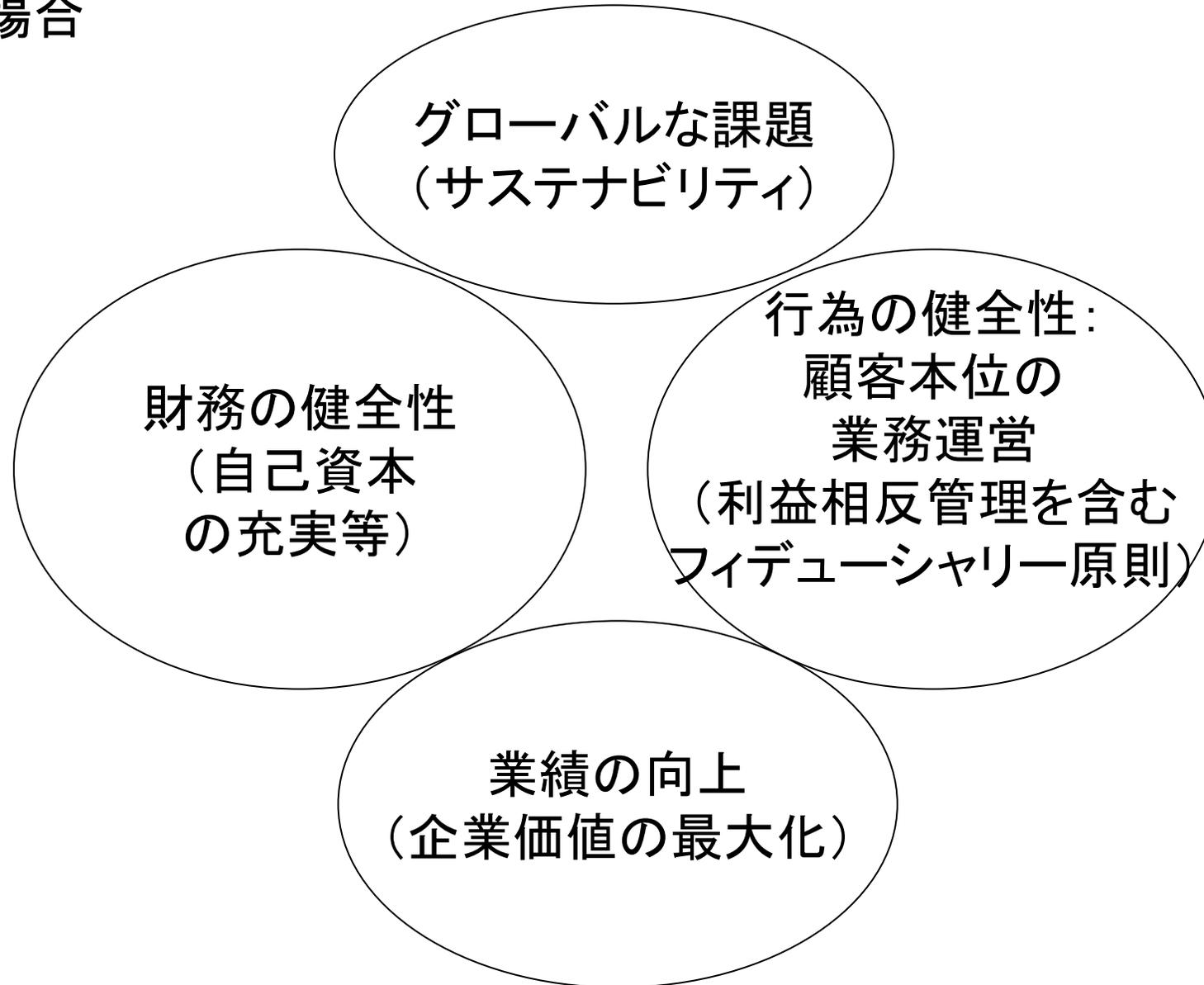
コンダクトが問題に

## 事業法人の場合

グローバルな課題  
(サステナビリティ)

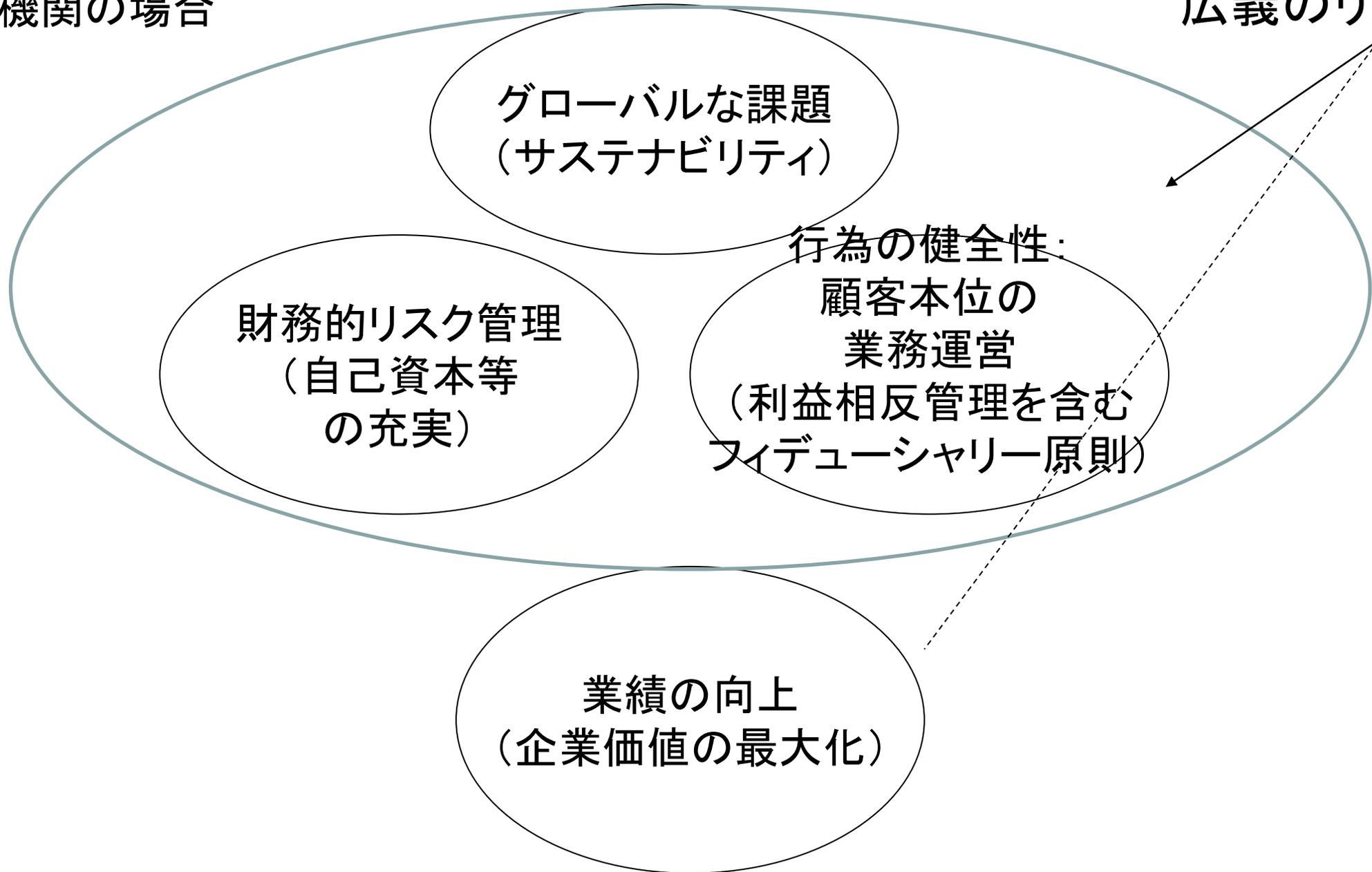
業績の向上  
(企業価値の最大化)

## 金融機関の場合

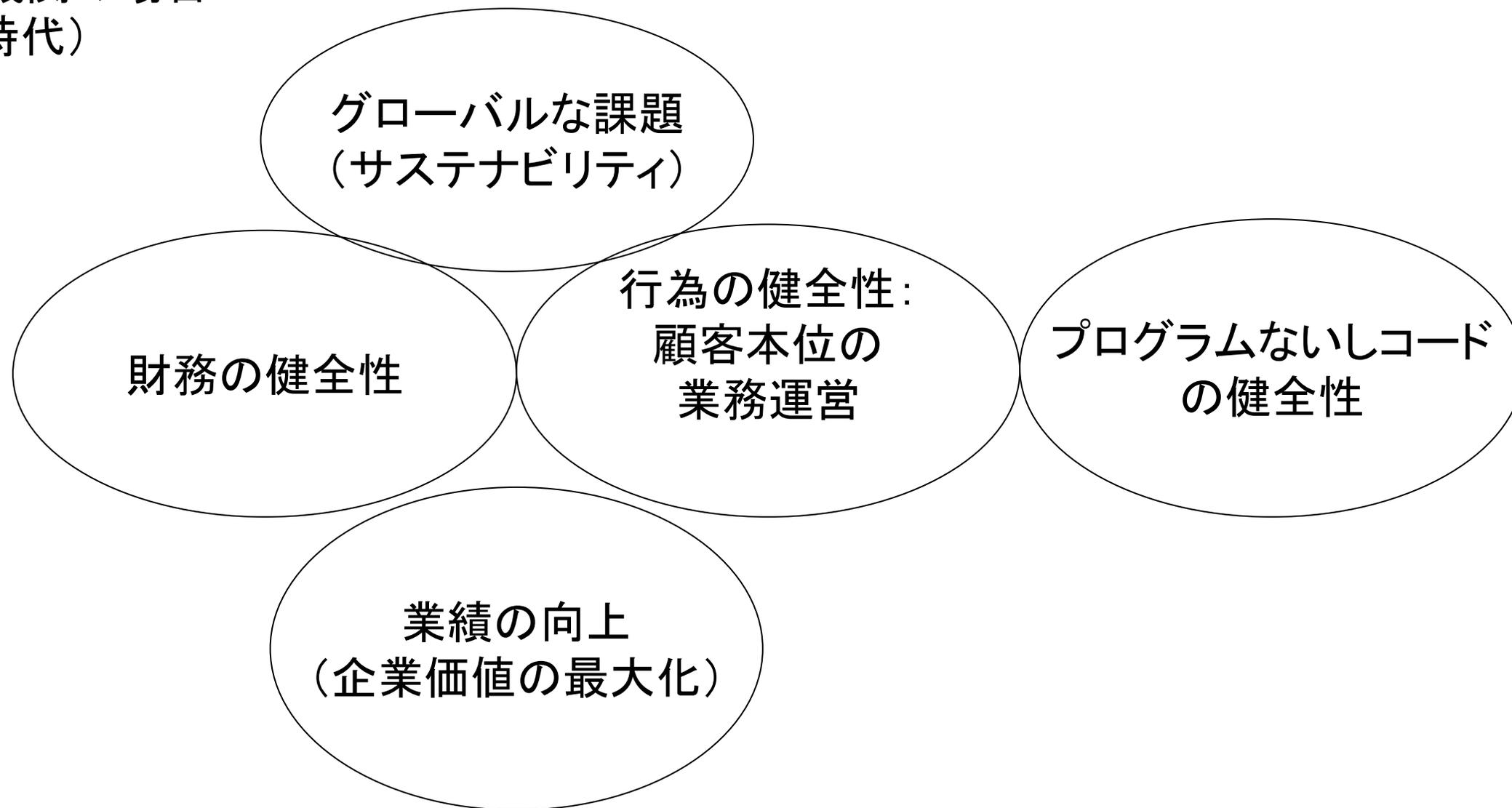


# 金融機関の場合

# 広義のリスク管理



金融機関の場合  
(DX時代)



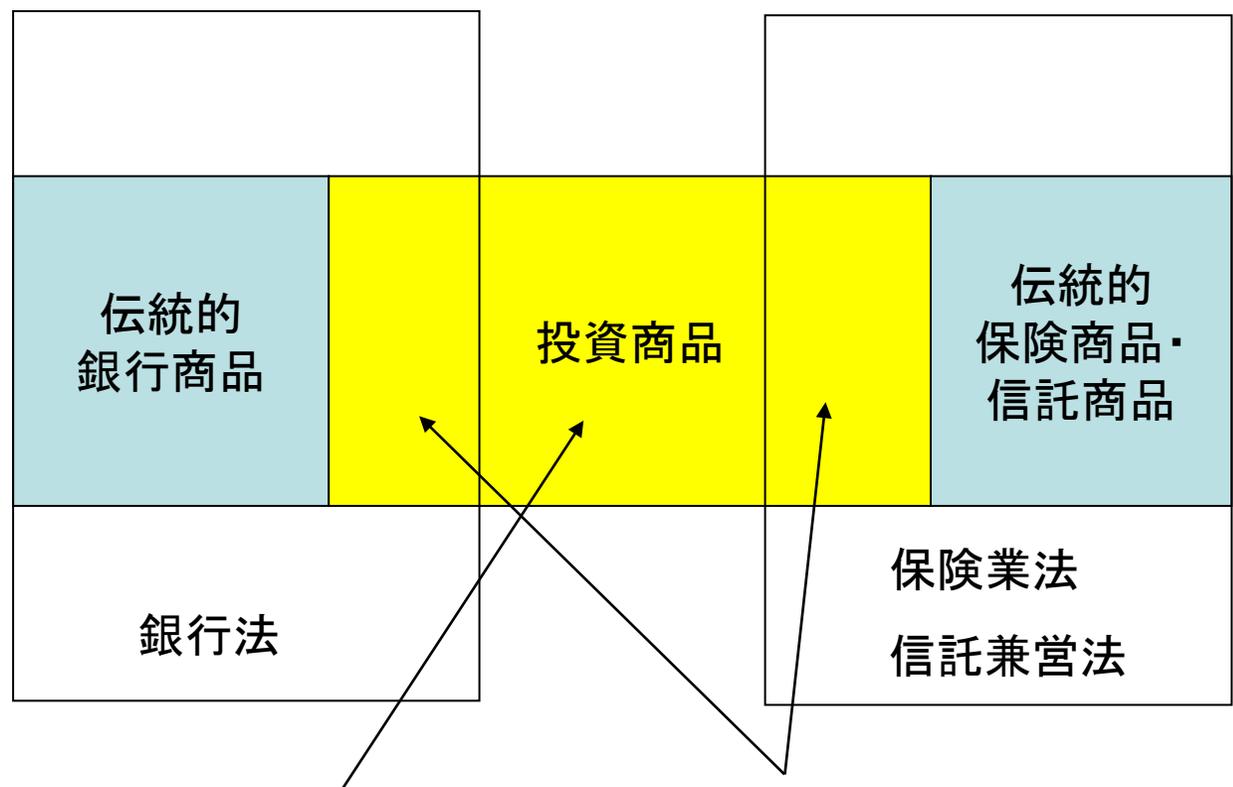
# 金融・資本市場法制の横断化(現在)



「金融商品販売法」は、2020年改正で、法律の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改正

# 金融商品取引法の「適用」と「準用」(現在)

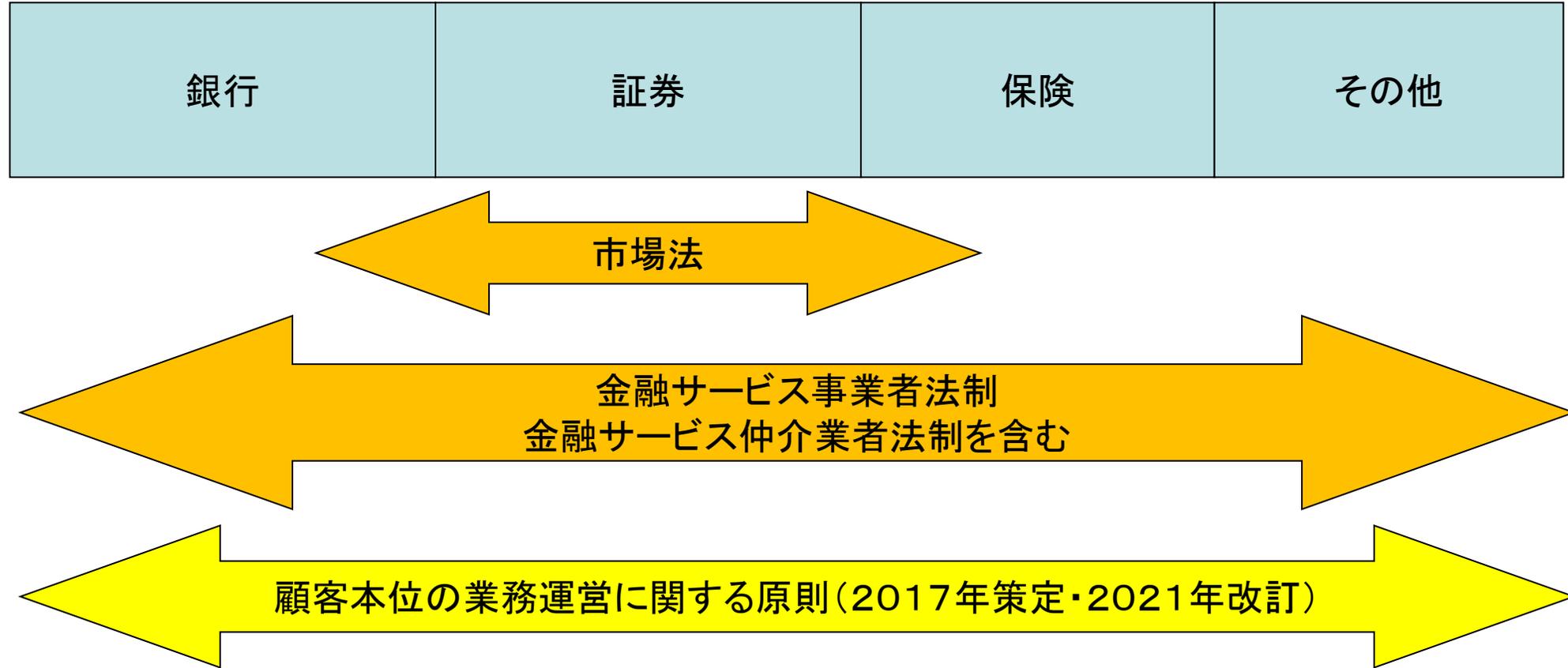
(現行法における業者の販売・勧誘行為の規制)



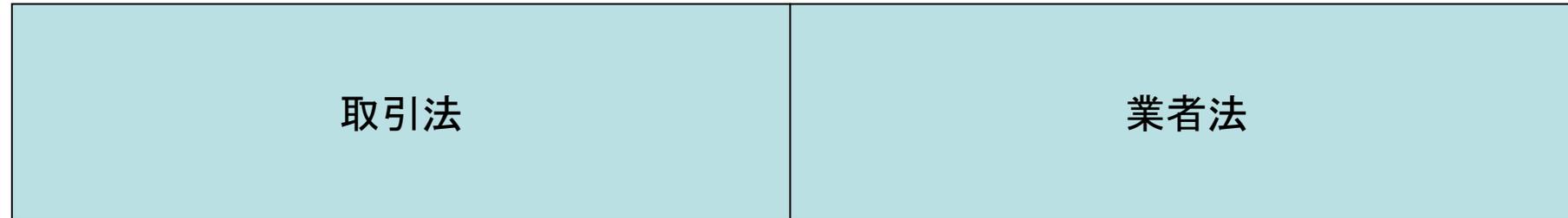
金融商品取引法の規定を適用

金融商品取引法の規定を準用

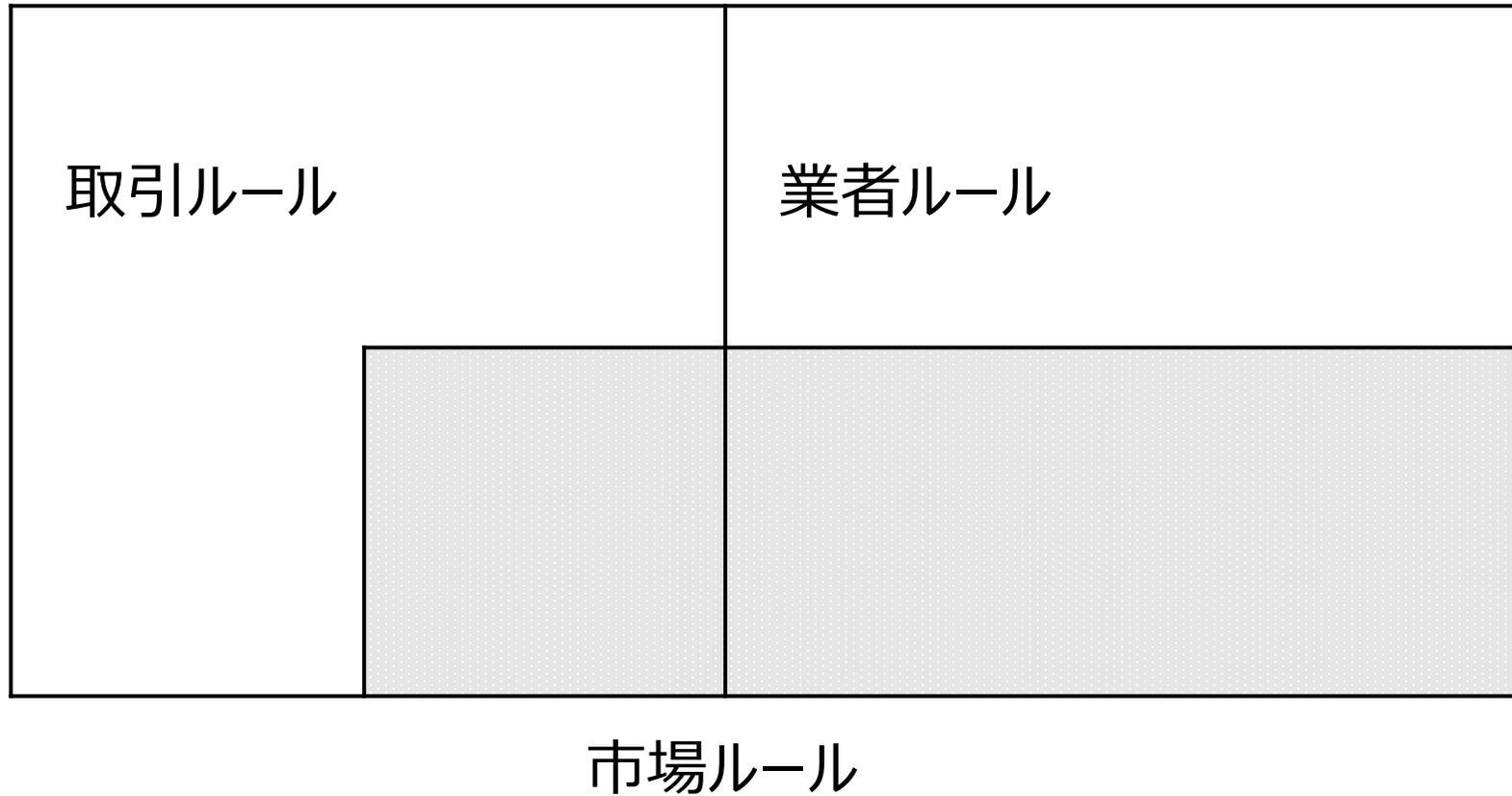
# 金融・資本市場法制の横断化(将来)



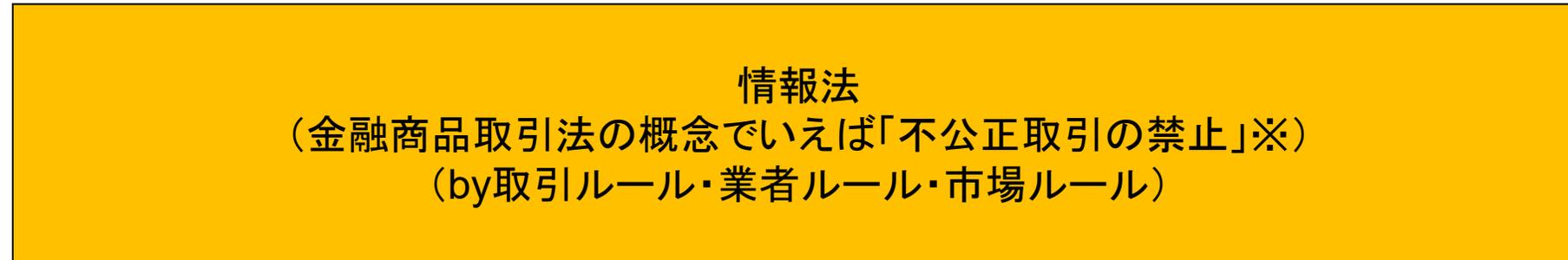
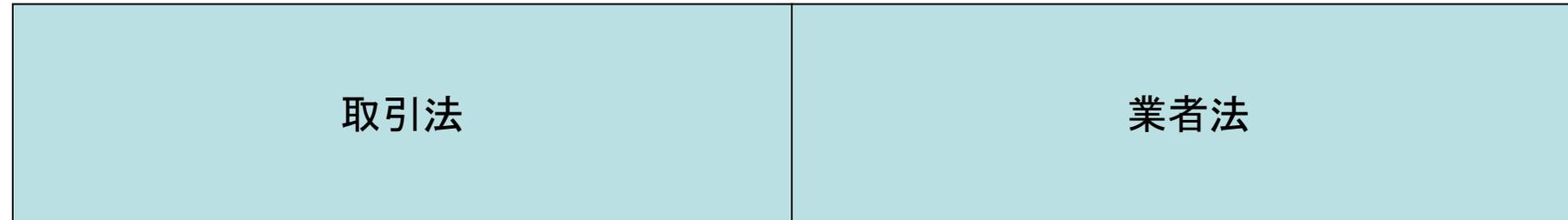
# 金融商品取引法の将来



新しい金融の流れに関する懇談会「論点整理」1998年6月：「市場型間接金融」を提唱



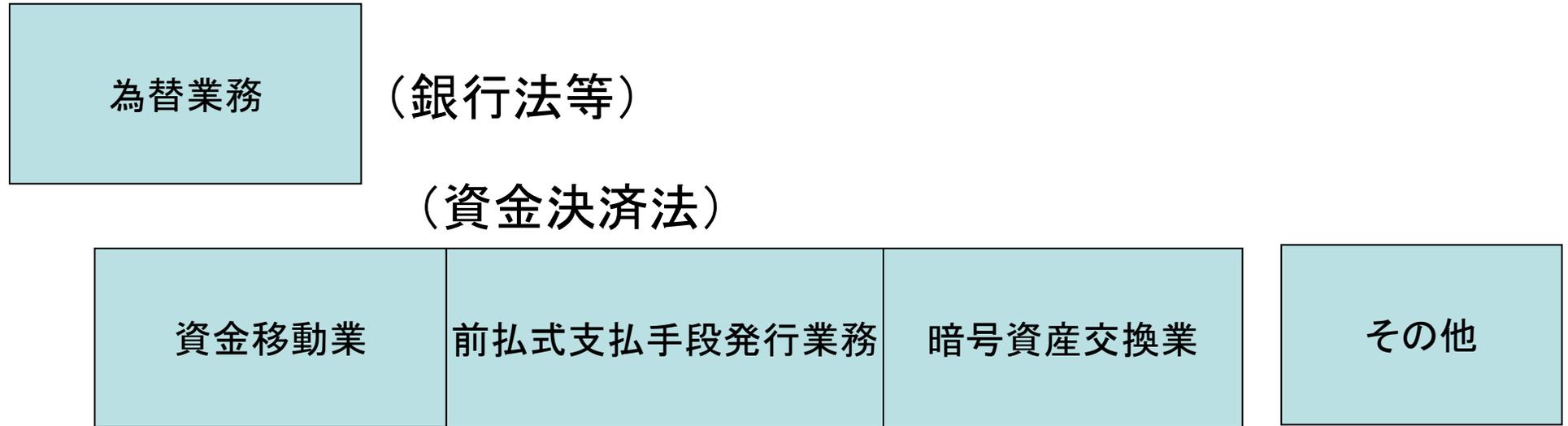
# 情報法の整備



※(禁止行為の3類型)

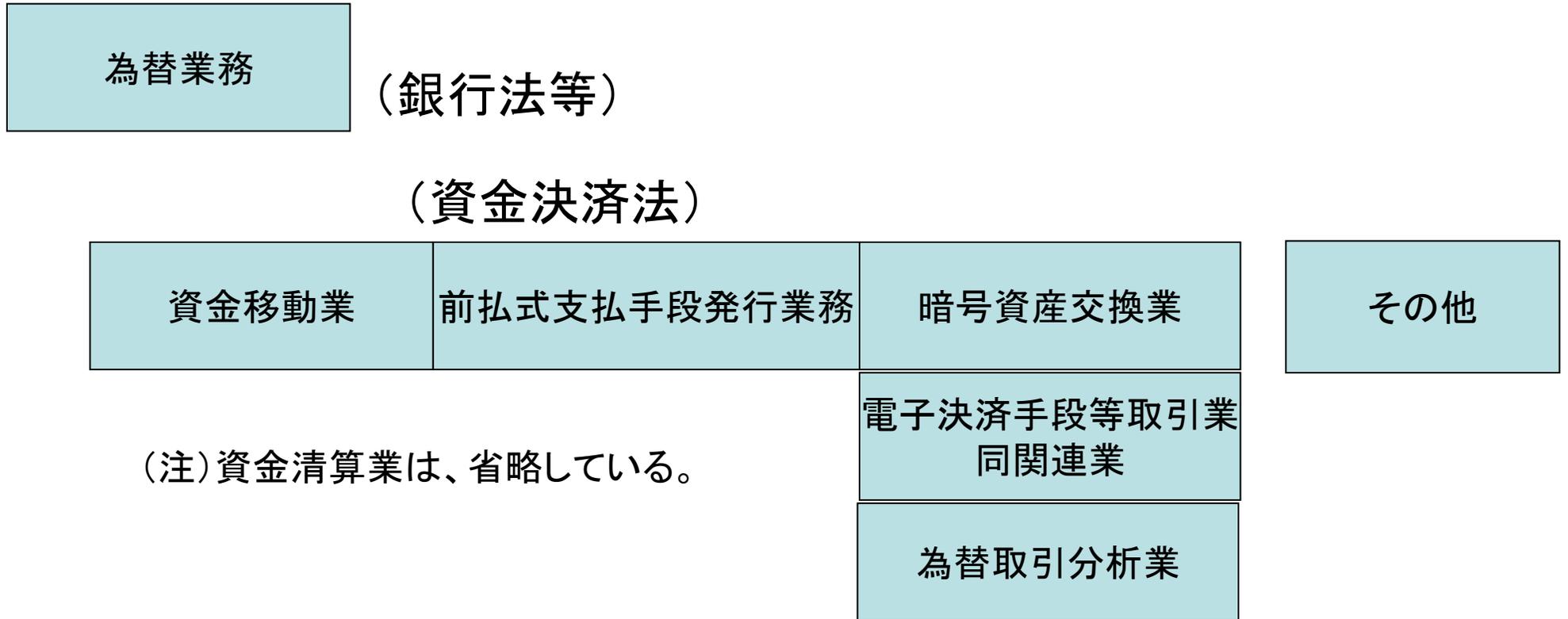
- ・風説の流布等
- ・相場操縦
- ・インサイダー取引

# 決済サービス法制の横断化(2022年改正前)



(注) 資金清算業は、省略している。

# 決済サービス法制の横断化(2022年改正後)



# 決済サービス法制の横断化(将来)

現在

為替業務

(銀行法等)

(資金決済法)

資金移動業

前払式支払手段発行業務

暗号資産交換業

その他

電子決済手段等取引業  
同関連業

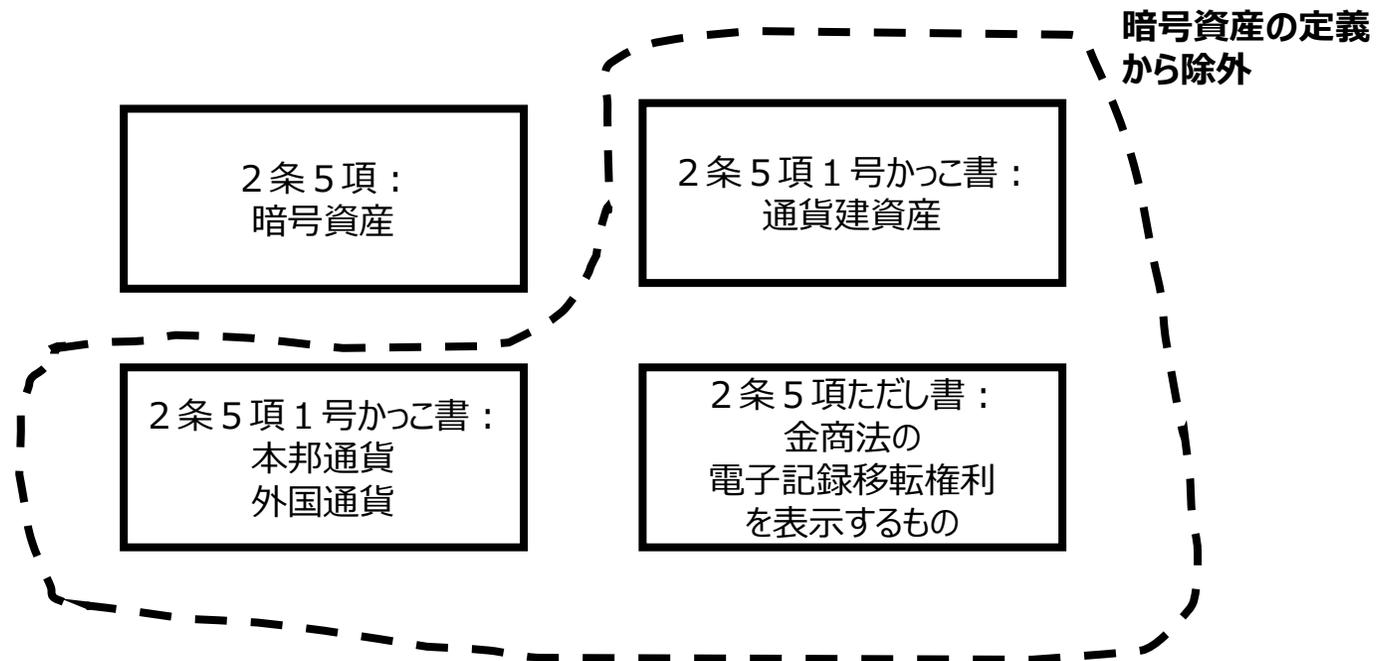
(注) 資金清算業は、省略している。

為替取引分析業

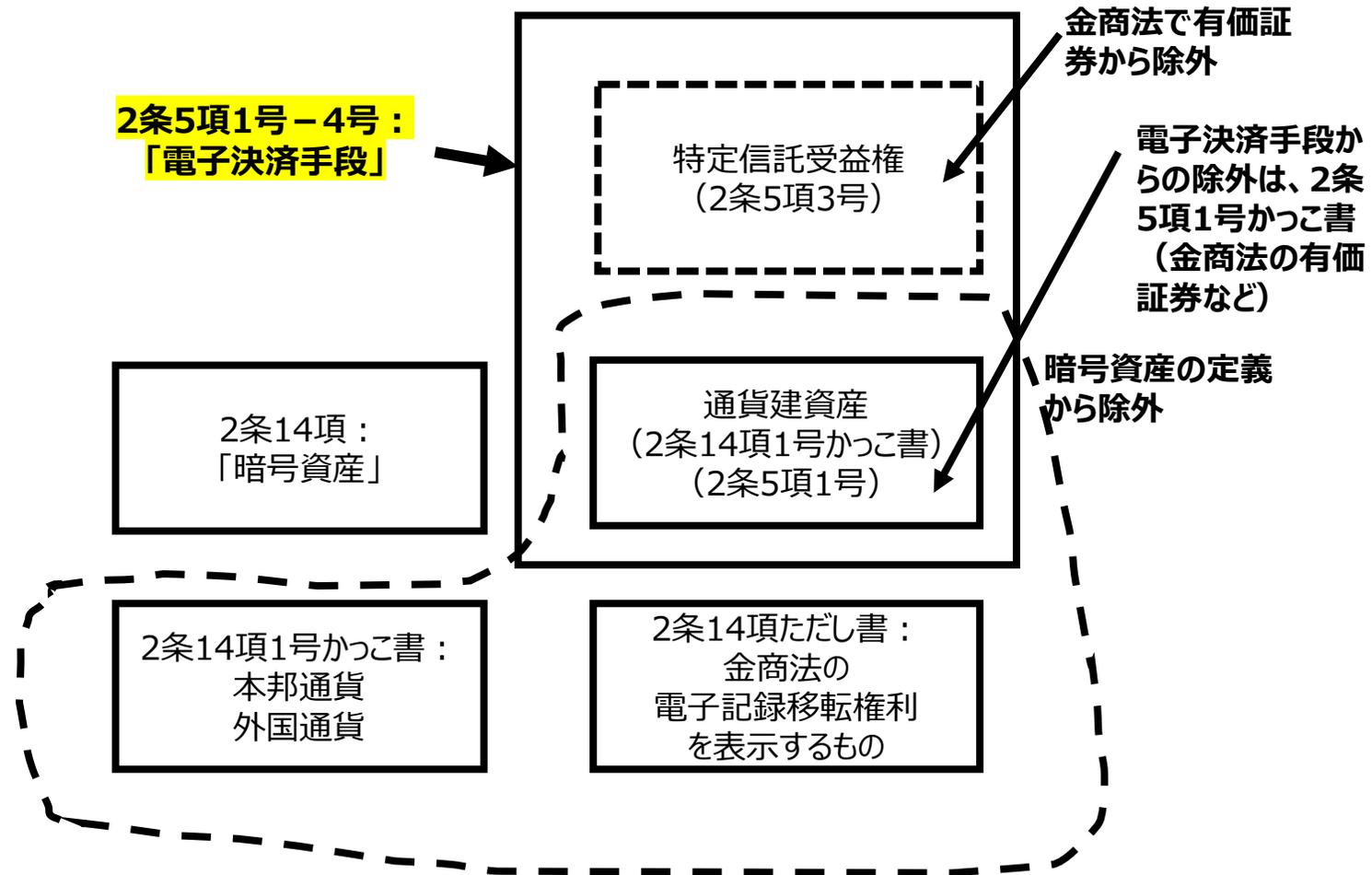
将来

決済サービス事業者法制

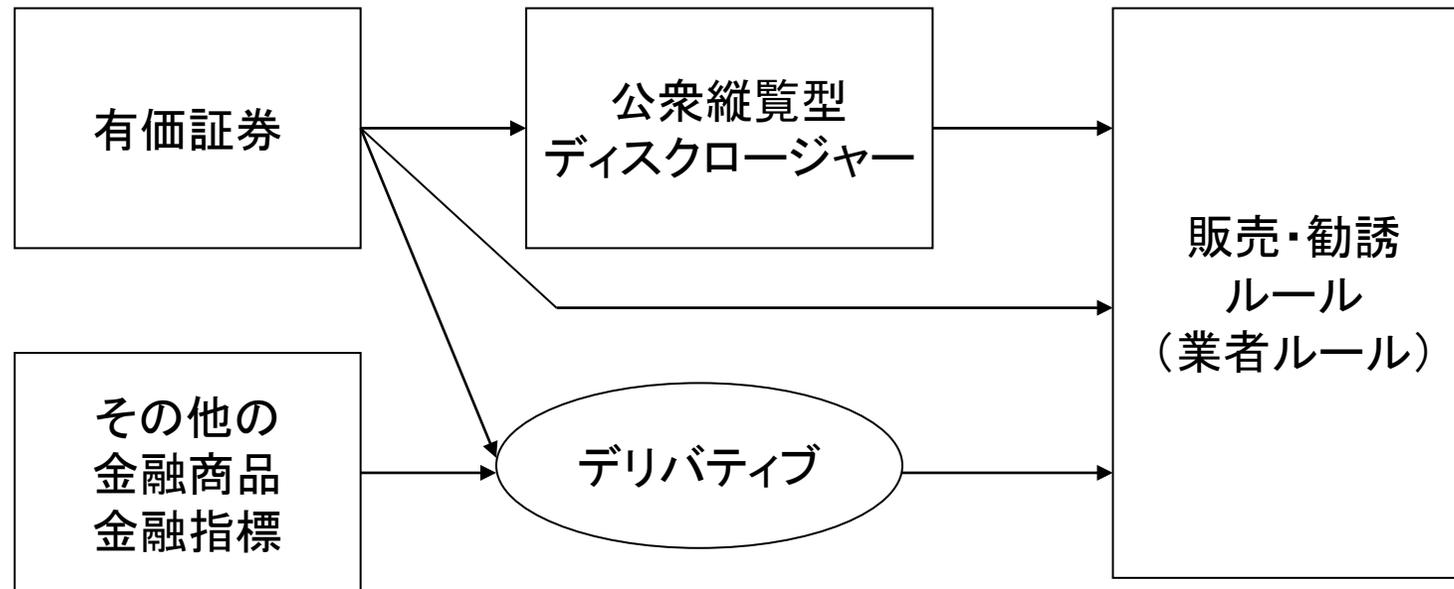
# 資金決済法における暗号資産 (2019年改正後・2022年改正前)



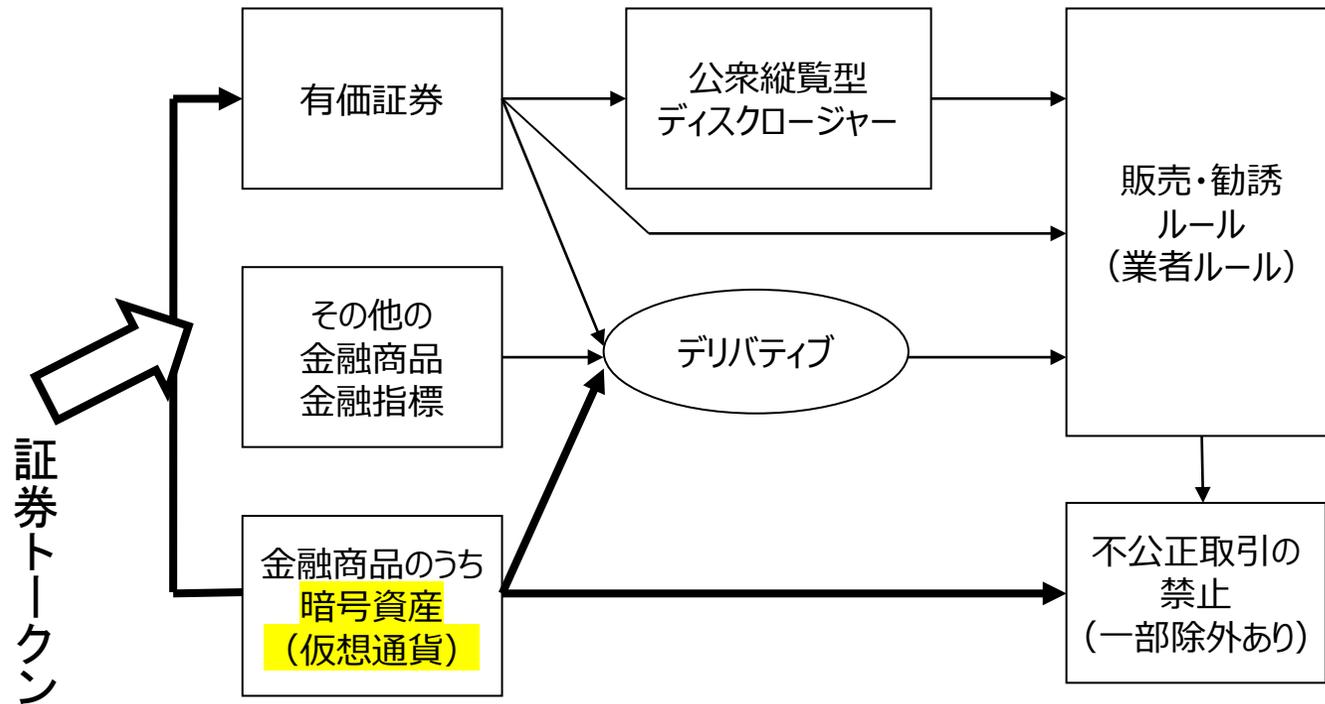
# 資金決済法における電子決済手段・暗号資産 (2022年改正後) (ステーブルコインを対象に)



# 金融商品取引法の構造(2019年改正前)

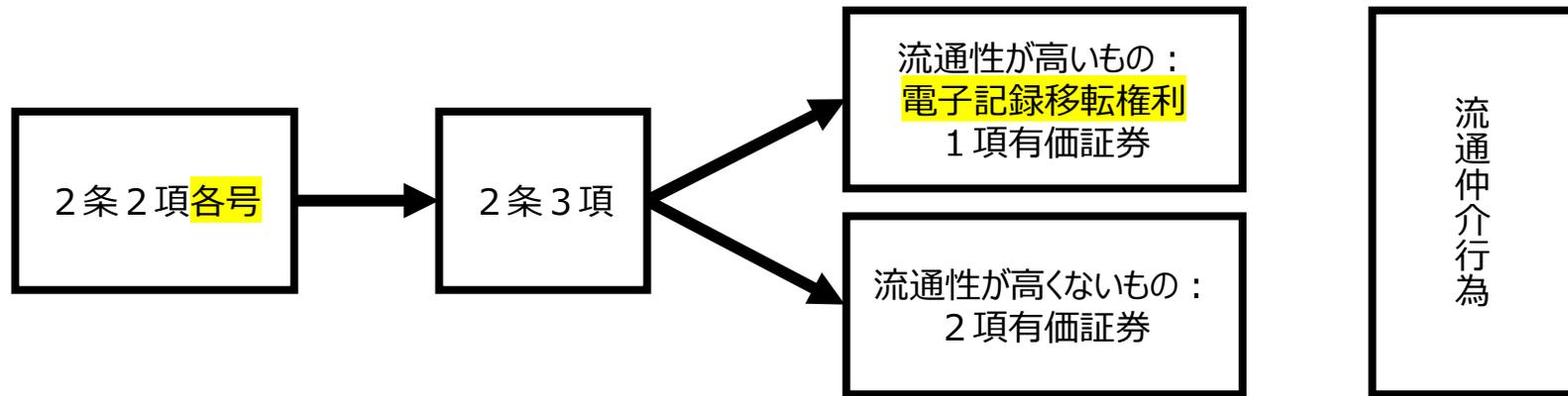


## 金融商品取引法の構造（2019年改正後）

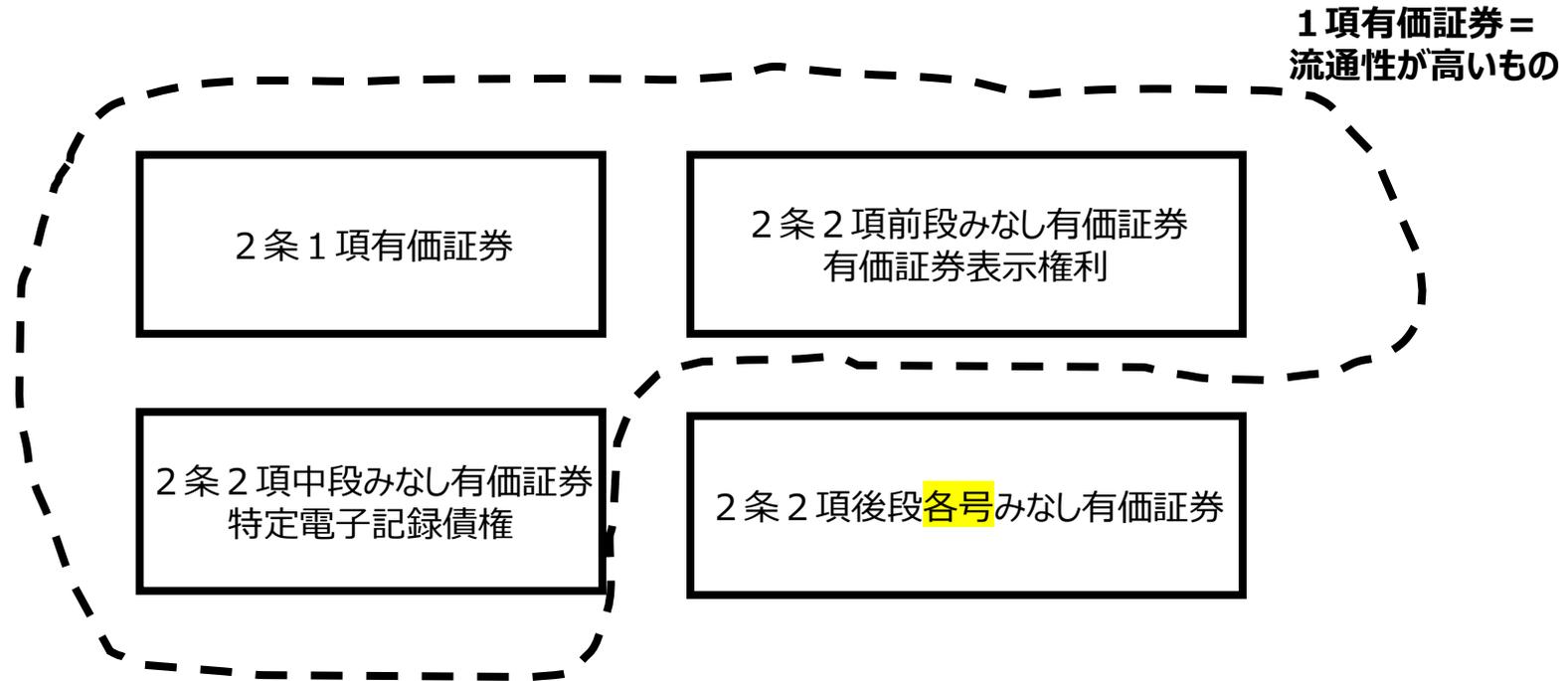


2019年改正

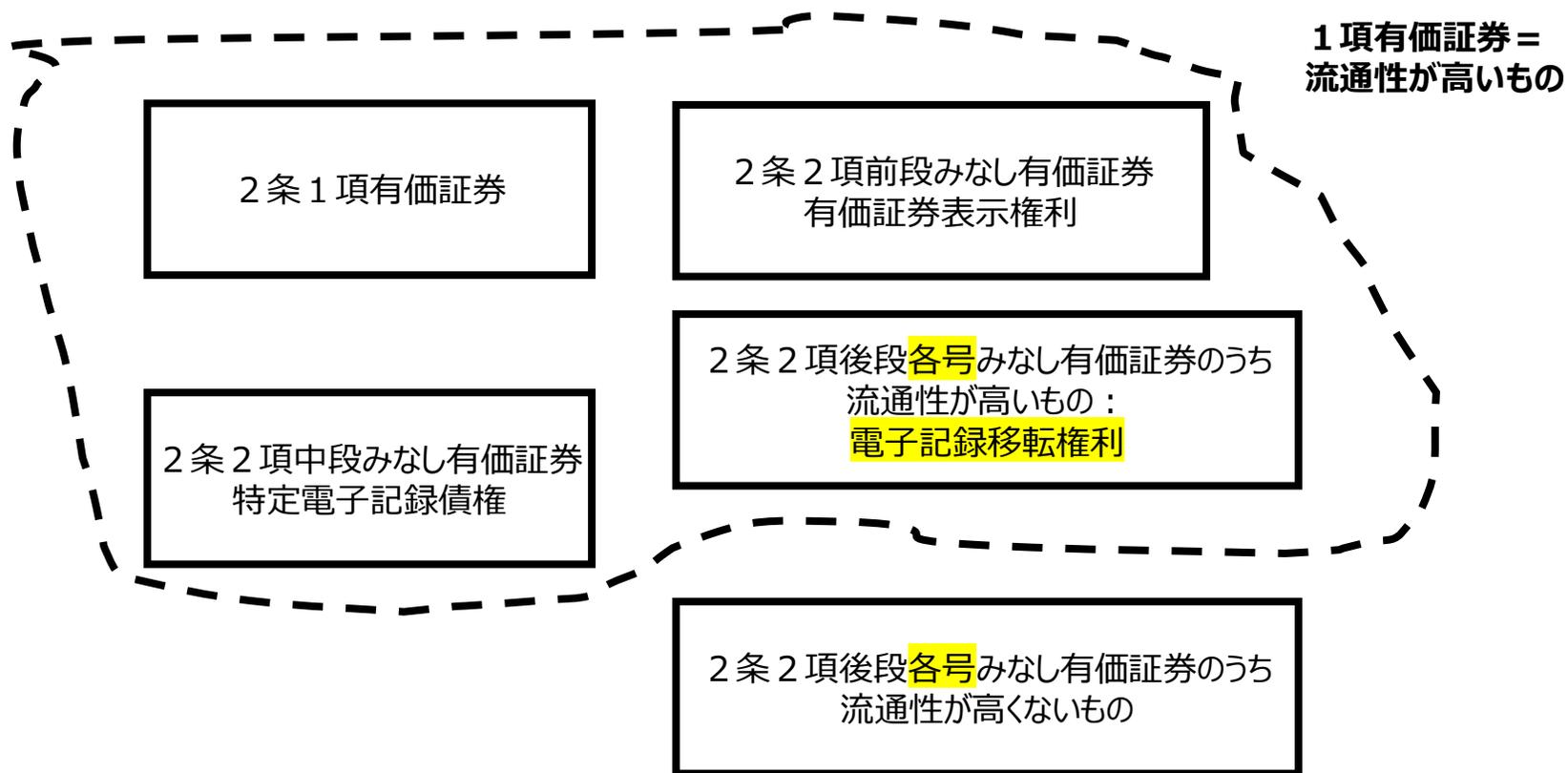
# 金融商品取引法における2条2項各号経由でみなし有価証券となる暗号資産にリンクした権利（トークン）



# 金融商品取引法2条3項（2019年改正前）



## 金融商品取引法2条3項（2019年改正後）



## 金融機関（とくに銀行）の規制（概要）

- 業務範囲の規制
  - .. 2021年改正で一段落
  - .. 将来の方向は見えているが、スピード等は不明
- 決済法制
  - .. 2022年改正で一段落
  - .. 将来の方向は見えているが、スピード等は不明
- デジタル金融規制
  - .. 2019年改正と2022年改正で一段落
  - .. 将来は、不透明
- その他

## 金融機関（とくに銀行）の規制（各論）

- 顧客本位の業務運営
- 資産形成（貯蓄から投資へ）
- サステナビリティ（サステナブル・ファイナンス）（略）
- グループ経営、とくに海外事業の今後（略）
- コンプライアンスと攻めの経営

## 今後の金融機関経営（とくに銀行経営）の課題（一般）

- 人口減少・高齢社会への対応
- 銀行セクターの過大——ジリ貧への対処
- 金融・非金融の双方での業務展開

## 今後の金融機関経営（とくに銀行経営）の課題（分野）

- 資産運用業／預貸縮小
- DX
- グローバル／日本全体／地域での産業に応じた業務展開

## 今後の金融機関経営（とくに銀行経営）の課題（補足）

- 「シリコンバレー銀行／クレディスイス銀行」問題  
（銀行規制の限界）